

追加販売分 東久留米市プレミアム付商品券の 販売は12月12日(日)まで

東久留米市プレミアム付商品券の販売期間は12月12日(日)までです。同商品券購入引換券(追加販売分)をお持ちの方で、まだ購入していない方は、お早めにご購入ください。

商品券の販売

【対象者】購入引換券をお持ちの市内在住の方
【販売期間】12月12日(日)まで
【商品券の購入方法】購入引換券を所持している希望冊数を一括でご購入ください。

商品券の使用

【商品券の使用期間】購入した時から4年1月31日(月)まで
【使用可能店舗】広報6月1日号と一緒に配布したプレミアム付商品券のチラシまたは同商品券特設サイトをご覧ください。



▲プレミアム付商品券特設サイト

4年度 新入学予定の児童・生徒の ご家庭へ入学通知書を発送 します

市教育委員会は、4年4月に小・中学校入学予定の児童・生徒のご家庭へ、就学指定校や入学期などを記載した「入学通知書」を12月中旬に発送します。

マイナポイントを申し込まれる方へ

マイナンバーカードの 受け取りはお早めに

現在実施しているマイナンバーカードの受け取りは12月末日までです。3年4月末日までにマイナンバーカードを申請した方で、まだ交付を受けていない方は、お早めに手続きをお願いします。対象の方には7月上旬までに交付通知書(緑色の封筒)を発送しています。

12月12日の
曜 窓 口



法で予約してください

①専用コールセンター ☎0120・0178・333(午前8時半～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く))
②専用予約サイト(24時間対応)

【予約受付開始日時】12月1日(水) 午前8時半から
【注意】予約枠が埋まり次第、予約受け付け終了
【その他】電子証明書の更新手続きも行います。詳細はホームページまたは電話で確認を

【会場】市民課(市役所1階)
【予約方法】次①・②のいずれかの方 ☎470・7722へ。

事業者の方へ

償却資産(固定資産税)の申告は 4年1月31日(月)までに

固定資産税の課税対象となる資産には、土地や家屋のほか、償却資産があります。償却資産とは、会社や個人で工場や商店、農業を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業に用いるために所有している構築物・機械・器具・備品などの有形資産のことです。課税課家屋資産税係 ☎470・7777(内線2342)は、4年1月1日時点の資産の所有状況を、4年1月31日(月)までに申告する必要があります。申告書は窓口で提出してください。



▲eLTAxホームページ

eLTAxによる
電子申告

eLTAx(地方税における手続きをインターネット経由で行うことができるシステム)を利用すると、自宅やオフィスなどのパソコンから申告することができます。利用に際しては条件があります。詳しくはeLTAxホームページ(https://www.e-tax.go.jp)、eLTAxヘルプデスク ☎0570・081459または ☎03・5521・0019へ。

都民住宅(東京都施行型)の 入居者を募集します

「抽せん募集タイプ」の都民住宅の入居者を次の通り募集します。都民住宅は都営住宅とは異なる中堅所得者向けの賃貸住宅で、原則として仲介手数料・礼金・更新料・保証人は必要ありません。

募集案内の
配布期間・場所

土曜・日曜日を除く12月1日(水)～9日(木)に、都市計画課(市役所5階)、都庁案内所、都内各市区役所・町村役場、都住宅供給公社で募集案内を配布します。

東久留米市児童発達支援センター わかさ学園 4年度入園児を募集します

【対象児】心身の障害や発達に遅れを有する就学前(6歳未満)の児童
【募集人数】7人程度。選考は9日(木)



オール東京 滞納STOP 強化月間

都と市区町村では、「滞納ストップ」の共通理念(オール東京滞納STOP宣言)のもと、連携して徴収対策に取り組んでいます。安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置付け、都と市区町村が連携した広報や催しを推進し、差し押さえない「放置しない」逃がさない「共通理念」の滞納処分など、多様な徴収対策を行います。納期内納付と滞納の抑制にご協力をお願いします。

市税以外の債権

【保育運営費保護者負担金】詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

募集

学童保育所の
育休代替職員

【勤務時間】月曜～土曜日(祝日を除く)、月12.4時間(変則勤務有り)。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

【募集人数】1人
【報酬など】月額20万2900円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

【応募書類】①市販履歴書(写真添付) ②資格証明書の写し ③「児童一人ひとりの個性を尊重した育成支援」についての考えや意見を原稿用紙で800字以内にとめた小論文



国民年金 だより

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書は年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、納付した年の1月1日～12月31日に納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。

除の対象になります。社会保険料控除を受けるためには各年の申告に、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、1月1日～9月30日の間に保険料を納付された方には、11月に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しています。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。また、10月1日～12月31日の間に初めて保険料を納付した方には、4年2月上旬に送付する予定です。

【社会保険料(国民年金保険料)控除証明書】について
【社会保険料(国民年金保険料)控除証明書】について
詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。